

第3回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時 令和4年8月5日午後3時30分～午後5時45分

主な審議事項 1 関係行政機関からの概況説明について 2 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について 3 主要指標について 4 岩手県最低賃金と生活保護との乖離について 5 令和4年賃金改定状況調査結果について 6 令和4年最低賃金に関する基礎調査結果について 7 その他	出席状況	公益	5 / 5
		労側	5 / 5
		使側	5 / 5
審議要旨 1 関係行政機関からの概況説明について 岩手県から、最近の景況、物価動向及び家計調査等について説明した。 使用者側委員から倒産件数は分かったが、開業件数は把握しているかの質問があり、岩手県から開業件数は把握していない旨の回答があった。 また、労働者側委員から、資料に企業倒産件数のデータがあるが、2022年のコロナの影響で倒産した件数は把握しているかの質問に対し、岩手県からコロナ関連の倒産は、2020年は6件、2021年は12件、2022年は1月から6月までで7件と見ているとの回答があった。 次に、岩手労働局職業安定部職業安定課から、県内の雇用動向及び令和4年3月新規学卒者の初任給の状況等について説明した。 2 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について 事務局から、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安額について伝達を行った。 使用者側委員から、目安については、中賃目安小委員会で作られた資料により説明したとのことだったので、これ以上の資料はないのかもしれないが、労使の金額差を埋めることができなかつたということで、昨年のような採決は取らずに公益見解案として目安額を出すことを労使が受け入れたもので、使用者側は金額内容については納得していない「各ランクの引上げ額の目安」の3.3%とする具体的な根拠が分からないので事務局からの説明をお願いしたい。 事務局としては、これ以上の資料を持ち合わせていない。また、3.3%の根拠資料もこれ以上持ち合わせていないが、「今年4月の持ち家の帰属家賃を除く総合」が3.0%となっており、色々な要素を総合的に判断し3.3%になったものと考えていると説明した。 使用者側委員より、中賃で出された以上の情報はないとのことだが、3.3%の根拠に乏しく納得できるものではない。中賃公益見解の地方最低賃金への期待等として、「地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する」としており、中賃の目安に縛られるのではなく地方最低賃金審議会として自主性をもって審議に当たり、発効日については、スケジュールありきではなく、しっかりと議論したうえで結果としての発効日といったことでよいか確認したい旨の意見があった。 事務局より、最低賃金の審議及び発効日の審議については、地方最低賃金審議会として審議し結論を出してもらうものと認識していると説明した。 労働者側委員より、今回の目安では資料が多く、最賃法9条の3原則に分けて根拠を示しているように見受けられるが昨年との違いは何か確認したいとの質問があり、事務局から、昨年は中賃で採決があったので、今回はしっかりと議論して結論を出すという方針により違いがあったと思われると回答した。 3 主要指標について 事務局から、岩手県の経済状況、賃金水準、物価及び生計費などの各種指標について説明した。 4 岩手県最低賃金と生活保護との乖離について 事務局から、岩手県最低賃金が生活保護を下回っていないことを説明した。 5 令和4年賃金改定状況調査結果について 事務局から、令和4年賃金改定状況調査結果について説明した。			

6 令和4年最低賃金に関する基礎調査結果について

事務局から、令和4年最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。

7 その他

最低賃金審議会あて提出された要請書（連合岩手、いわて労連、いわて生協労組、岩手県タクシー協会）について、事務局が代読する形で報告した。

次回開催日

会議名 令和4年度第4回岩手地方最低賃金審議会

日時 8月23日 午前10時

場所 盛岡第2合同庁舎3階会議室

その他

傍聴人5名。